

## 仙台市産材利用促進支援補助金交付要綱

(令和4年3月16日経済局長決裁)

### (趣旨)

第1条 この要綱は、林業・木材産業等の活性化及び木材との関わりを深めることによる森林整備への意識の醸成を図るため、市内に新築する木造住宅の主要構造部材に市産材、市産優良みやぎ材、市産JAS製品を使用する事業及びその新築木造住宅の内装等に市産材を使用する事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、仙台市補助金等交付規則（昭和55年仙台市規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

#### 一 補助事業者

第9条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者

#### 二 補助事業

第9条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた事業

#### 三 市産材

合法な手続を経て伐採された仙台市産の原木を宮城県内で加工した木材製品をいう。

ただし、合法な手続きを経て伐採された仙台市産の原木を宮城県内でラミナ加工後、JAS認定工場で加工した集成材を含むものとする。

#### 四 市産優良みやぎ材

市産材のうち、県内木材関係団体で設立した「みやぎ材利用センター」が品質・規格、産地、合法性等の審査（認証検査）を行い、認証書（認証シール）を発行した製品をいう。

#### 五 市産JAS製品

合法な手続を経て伐採された仙台市産の原木を宮城県内のJAS認定工場で加工した木材製品をいう。ただし、合法な手続きを経て伐採された仙台市産の原木を宮城県内でラミナ加工後、JAS認定工場で加工した集成材を含むものとする。

#### 六 住宅

人の居住の用に供する家屋をいう。

#### 七 木造住宅

構造耐力上主要な部分が木造である住宅をいう。

#### 八 新築

更地に住宅を建てる場合、又は、既存の建築物を除去し、新たに住宅を建てるこ

をいう。

九 一戸建

1つの建物が1住宅であるものをいう。

十 主要構造部材

土台、柱、梁、桁、間柱、筋交い、棟木、母屋、垂木、小屋梁、小屋束、大引、根太、及び筋交いや根太等の代替に使用する構造用合板（構造用を兼ねた下地用合板を含む）など、建物の構造躯体を構成する木材をいう。

十一 内装等

住宅内部の床面、壁面及び天井面等の仕上げ材として使用される木材、木材で作られた棚や収納などの備え付け家具、その他これに類するものであって床面や壁面及び天井面等に固定され容易に持ち運びが困難であるもの。

十二 主要構造部材事業

市内に新築する木造住宅の主要構造部材に市産材、市産優良みやぎ材、市産JAS製品を使用する事業。

十三 内装等事業

市内に新築する木造住宅の内装等に市産材を使用する事業。

十四 事業完了日

主要構造部材事業においては、主要構造部材の設置が完了した日をいう。内装等事業においては、内装等の設置が完了した日をいう。

（補助金の交付対象者）

第3条 この補助金の交付を受けることができる者は、次の要件を満たす者とする。

- 一 市内に補助事業者自ら居住用とするために木造一戸建住宅を新築する者
- 二 市税の滞納がないこと
- 三 暴力団等と関係を有していないこと
- 四 建築基準法における建築確認済証が交付済みであること（該当する場合のみ）

（市税の滞納がないことの確認等）

第4条 前条第2号に規定する要件は、市長が補助金の交付の申請をしようとする者の同意に基づいて市税の納税状況を調査することにより確認するものとする。ただし、申請者が、市税の滞納がないことの証明書（申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。）を提出した場合はこの限りではない。

（市税の取扱い）

第5条 第3条第2号に規定する市税とは、個人の市民税（地方税法第319条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されるものに限る。）固定資産税、軽自動車税（種別割）、都市計画税とする。

(補助対象事業)

第6条 この補助金の交付対象となる事業は、主要構造部材事業及び内装等事業とする。

- 2 補助対象事業の住宅は、次の要件を満たすものとする。
  - 一 市内に補助事業者自ら居住用するために建築する新築の一戸建木造住宅であること。
  - 二 仙台市内に本社又は支社若しくは支店を有し、建設業法第3条第1項の規定に基づく建築工事業の許可を受けている事業者が施工すること。
- 3 主要構造部材事業は、主要構造部材使用総材積に対して市産材を50%以上、市産JAS製品又は市産優良みやぎ材を30%以上使用すること。
- 4 内装等事業は、次の要件を満たすものとする。
  - 一 主要構造部材事業と併せて申請すること。
  - 二 市産材を50%以上使用すること。

(補助金の額及び補助対象経費等)

第7条 補助金の額及び補助対象経費等については別表第1のとおりとする。

(交付の申請)

第8条 規則第3条第1項の規定による交付の申請は、事業の着手前に、仙台市産材利用促進支援補助金交付申請書（様式第1号）に別表第2の書類を添えて、市長に提出して行うものとする。

(交付の決定等)

第9条 市長は、申請を受理してから30日以内に、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、補助金の交付の可否及び補助金の額を決定するものとし、規則第6条の規定による交付の決定通知は、仙台市産材利用促進支援補助金交付決定書（様式第2号）により行うものとする。

(交付決定前の事業着手)

第10条 主要構造部材事業の着手は、原則として補助金交付決定後に行うものとする。ただし、やむを得ず交付決定前に主要構造部材事業に着手する必要があつて、市産材及び市産優良みやぎ材、市産JAS製品の使用量を確認できる場合に限り、仙台市産木材利用促進支援補助金交付決定前着手届（様式第3号）を市長に届け出ることにより補助金交付決定前に着手できるものとする。

(交付の条件)

第11条 規則第5条第1項の規定による変更等の申請は、仙台市産材利用促進支援補助

金事業変更等承認申請書（様式第4号）、仙台市産材利用促進支援補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）により行うものとする。

2 前項の申請に対する承認は、仙台市産材利用促進支援補助金事業（変更・中止・廃止）承認通知書（様式第6号）により行うものとする。この場合、市長は、交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

（決定の取消し）

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- 一 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき
  - 二 補助金を他の用途に使用したとき
  - 三 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他規則又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき
- 2 前項の取消しを行ったときは、理由を付して仙台市産材利用促進支援補助金交付決定取消し通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（書類審査及び現地調査）

第13条 市長は、交付申請書並びにそれらの添付書類の内容を審査するにあたり、必要に応じて現地調査を行うものとする。

2 補助事業者等は、前項の現地調査に協力しなければならない。

（補助金交付に係わる権利の承継の禁止）

第14条 補助事業者は、補助金交付の権利を他の者に承継（相続による承継を除く）してはならない。

（実績報告）

第15条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業の成果等を記載した仙台市産材利用促進支援補助金事業実績報告書（様式第8号）に別表第3の書類を添えて申請年度末までに行うものとする。

（補助金の額の確定等）

第16条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとし、規則第13条の規定による通知は、仙台市産材利用促進支援補助金確定通知書（様式第9号）により行うものとする。

(補助金の交付)

第17条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定等を行った後に補助金を交付するものとする。

2 補助事業者は、前条に規定する補助金の額の確定の通知を受けた場合、仙台市産材利用促進支援補助金交付請求書（様式第10号）を速やかに市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第18条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を請求するものとする。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の返還を請求するものとする。

(協力)

第19条 市長は、補助事業者に対し、市が取り組んでいる木材の利活用に関する調査等について協力を求めることができる。

2 補助事業者は、前項の調査について、市長から協力を要請された場合は、これに応じるよう努めなければならない。

(書類の整備等)

第20条 補助事業者は、補助事業に係る書類等を補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保存しておかなければならない。

(委任)

第21条 この要綱の施行に関し必要な事項は、経済局長が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

附則（令和7年3月14日改正）

この改正は、令和7年4月1日から実施する。

■別表第1 補助金の額及び補助対象経費等（第7条関係）

(ア) 主要構造部材事業

主要構造部材事業の補助金額、市産材及び市産優良みやぎ材、市産JAS製品の使用量に応じて下記の補助単価を乗じた金額の合計額とする。

補助金額の上限額は25万円とし千円未満の補助金額は切り捨てる。

区分	補助単価	補助上限額
市産材	1m <sup>3</sup> あたり14,000円	25万円
市産優良みやぎ材、市産JAS製品	1m <sup>3</sup> あたり4,000円 (ただし、市産材の補助金に加算)	

(イ) 内装等事業

内装等事業の補助対象経費は、内装等に要した費用のうち、市産材に係る材料費及び施工費とする。ただし、内装等に要した費用から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額で30万円以上の経費を対象とする。補助金額は補助対象経費に下記の補助率を乗じた金額とする。

補助金額の上限額は15万円とし千円未満の補助金額は切り捨てる。

補助対象経費	補助率	補助上限額
内装等に要した費用のうち、市産材に係る材料費及び施工費（ただし、消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額で30万円以上を対象とする。）	1/5	15万円

■別表第2 申請書に添付する書類（第8条関係）

	書類名	備考
①	チェックリスト	様式第1号別紙1
②	主要構造部材事業木びろい表（計画）	様式第11号
③	工事請負契約書の写し、工程表	押印があるもの、契約日、建築場所、工期、請負代金等が記載されているもの
④	建築基準法による建築確認済証の写し	
⑤	住宅の位置図	
⑥	住宅の配置図・平面図・立面図・矩計図	
⑦	施工業者の建設業法の許可証の写し	
⑧	その他市長が必要と認める書類	
内装等事業を併せて申請する場合		
⑨	内装等事業木びろい表（計画）	様式第12号
⑩	内装等の費用が確認できる書類	契約書、見積書等
⑪	内装等の施工内容が確認できる書類	平面図、什器図等に該当箇所を着色

■別表第3 実績報告書に添付する書類（第15条関係）

	書類名	備考
①	主要構造部材事業木びろい表（実績）	様式第11号
②	市産材及び市産JAS製品、市産優良みやぎ材を使用したことを証明する書類	※1
③	主要構造部材の施工中及び施工完了の写真	※2
④	優良みやぎ材のシール添付がわかる写真 JAS製品の表示がわかる写真	市産優良みやぎ材、市産 JAS 製品を使用した場合のみ
⑤	その他市長が必要と認める書類	
内装等事業の補助を利用する場合		
⑥	内装等事業木びろい表（実績）	様式第12号
⑦	内装等の施工中及び施工完了の写真	※3
⑧	内装等の費用が確認できる書類	領収書等
⑨	内装等に市産材を使用したことを証明する書類	※1

※1

以下の書類を添付してください。

種別	添付書類
市産材	宮城県内の合法木材供給事業者が発行した産地の記載のある出荷証明書又は納品書（産地が仙台市内で、数量の確認がとれるもの）
市産 JAS 製品	宮城県内の合法木材供給事業者が発行した産地の記載のある出荷証明書又は納品書（産地が仙台市内で、数量の確認がとれるもの）、JAS 認証工場が発行した出荷証明書
市産優良みやぎ材	みやぎ材利用センターが発行した優良みやぎ材認証書（原木生産地名が仙台市内で、数量の確認がとれるもの。）

※2

上棟時の全景、内部の柱等があらわしになっている状態の写真を数枚添付してください。

※3

対象毎（床フローリング、天井、壁等）に施工中、施工完了時の写真を添付してください。